**遠隔点呼の実施に係る要件チェックリスト（施設・環境要件）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | レチェック |
| 一． | 遠隔点呼を行う運行管理者等が次に掲げる事項について、映像と音声の送受信により通話をすることができる方法によって、随時明瞭に確認できる環境照度が確保されていること。イ　運転者等の顔の表情ロ　運転者等の全身ハ　運転者の酒気帯びの有無ニ　運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無 |  |
| 二． | なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び告示第四条各号に掲げる場所(自社営業所又は自社営業所の車庫、他社営業所又は他社営業所の車庫、運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所)以外での遠隔点呼の実施を防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が遠隔点呼を受ける運転者等の全身を遠隔点呼の実施中に随時明瞭に確認することができること。 |  |
| 三． | 遠隔点呼が途絶しないために必要な通信環境を備えていること。 |  |
| 四． | 遠隔点呼を行う運行管理者等と遠隔点呼を受ける運転者等との対話が妨げられないようにするために必要な通話環境が確保されていること。 |  |

（日本産業規格Ａ列４番）